

## 神誓裁判について(下)

### 牧野信之助

最後に我等の最も注意を惹くことは、湯起請乃至鐵火裁判が、當代の村落間の境界訴訟最後の裁斷に供せられたこと之である。

村落の結合觀念が鞏固になりつゝあつた中世の終りから近世にかけては、その領域の擴充、山野の編入、用水の引用權は重大なる關係を生じて、所謂水問答山問答は村落間の死命として屢劇しき争鬭を生じつゝあつた。その曲直の判定を法廷に持出した時、幕府乃至領主の裁斷は較もすればその最後の決斷を神慮に委するの止むなきに至つた事實が頗る多い。式目——式目追加後引きつゝいて法の適用は決して不足する程に貧弱ではなかつたが、その一面には猶且つこの神誓裁判が頻繁に

適用せられつゝあつた。この事實はこの小篇の主眼として少しく細説を重ねたいと思ふ。

(一)看聞日記によると、永享八年三月、江州蒲生郡山前對觀音寺はその山論について幕府に出訴したが、その顛末は同日記を引用して説明に代へることとする。

「永享八年三月廿二日、山前觀音寺山相論事、今朝奉行飯尾伺申之處、兩方令書湯起請依其失可落去之由被仰出云々。五月十九日、抑山前百姓、與觀音寺百姓今日被書湯起請於成佛寺近衛堀川三福寺末寺書之、奉行飯尾肥前同大和以下、四五人檢知、定直同檢知、兩方取孔子、當方百姓取之、願阿山前古老百姓也先書起請燒灰吞之、次沸湯之中石を取上、やすく取之、更無違失、次觀音寺百姓

男起請同前次取石事之體臆したる風情也然而石は取上、是も無爲也、兩人寺に召置、明後日檢知可落居云々、此五六年山相論、于今不落居之處、公方殿密可書湯起請之由、依仰如此沙汰畢、當座先無爲、始終如何(中略)廿一日起請書入、三ヶ日之間奉行出合檢知之處、兩人手更不損、無子細云々、兩方有道理歟、不審事也、廿四日卿秋參對面、定直參、山前湯起請事、兩方無異失之由、飯尾公方伺申之間、此上者可被如何候哉、ごもかくも可爲御意之由、以飯尾奉被盡御沙汰之條、爲悅、兩方無其失之上者、可被申分歟、ごもかくも可爲上裁之由、御返事申了、閏五月六日山前山相論落居、被成御教書珍重也、

これで見ると、神托は双方に過失なき旨を示したので、斯る例證は希有とすべきである。

(二)永享八年五月、近江滋賀郡小松庄と打下庄との間に境界論があり、幕府に訴願して室町幕府に抵り伊勢氏邸に對決したが、その大要は前例の場合と略々同様である。即ち小松方の記録による

と、自庄の理運顯然であつたが、敵方の愁訴によつて未來龜鏡の爲め神意に任せ湯起請に及ぶべしとの事で、近衛堀川鎮守神明の御前にてその儀に及んだが、

「一、起請之儀式、御拔湯立の次第言語道斷嚴重誓固者也、御子者當御代に被召使女御子也、其外雜式公人七人出仕、

一、於起請之次第者當座之間也第一番小松也、第二番打下也、然間彼於成佛寺三日之間逗留メ被守其失者也  
一、同十八日至辰刻彼奉行衆有列參兩方之手於被檢知畢

一、當所之取手左近太郎者其謬無之  
一、打下之取手彌次郎兵衛手者燒畢  
一、奉行衆此赴を申上條忝同年之九月十日ニ頂戴御教書並御下知同廿日仁雜掌祐弘有下着庄下宜喜悅之開眉畢」(小松打下山堺論目錄)

とあるのでその儀式の如何に嚴肅であつたか解せらるゝであらう。

(三) 永享十一年六月、これより先き近江栗太郎田上柚庄對牧庄は境界論について幕府に出訴し、湯起請に及んだが、その湯起請文言の示すところに従ひ双方とも多少の失ありし爲、論所を同斷することにした赴が建武式目追加に見えてゐる。

(四) 江戸時代に入つてその初頭、慶長十二年六月、近江甲賀郡宇治川原對酒人、宇田間に於ける境界論に關する訴訟が延引して落着するに至らなかつたので、奉行は之を鐵火裁判に附すべき旨を嚴達した事件がある。即ち豫めその舉行に當つては心身を清淨たらしむる爲めに双方犠牲者を精進屋に入籠せしめ、その期限を一ヶ月間となし、鐵火取の當日を定むること四五回に及んだが、酒人側は神罰を恐れて和解を懇請し、剩へ郡中の古侍衆に周旋せしめて奉行の意を迎へ、規定の精進屋入籠一日前に脱出するに至つた。宇治川原側にあつては當初決定の如く、是非とも右鐵火によつて

曲直を明らかにせんとし、奉行に抗議して依然精進屋に籠居しつゝあつたが、敵手既にあらざるを以て脱出して再びその決行を願出した。然し斯く眞劍に意氣込んだ裁斷もそれ限りに終つた様であつたが、猶我等はこゝに此事件のかく發展する迄に至つた徑路を附説せんとする所以のものは、其等を通じて如何に神慮に最後の裁斷を乞はんが爲めに、當路と關係者とは最初から事件そのものゝ解決を神明に仰いで居つたかの哀情を察知せしめんが爲めである。

今宇治川原側の共有文書によれば事件の發端は先づ慶長十年六月同村惣中より大峰山、北野天神並びに郡の飯導寺權現に上つた祈願狀に始まる。爭論即ち構の義について理運たる様守護せらるゝならば、それゝ寄進あるべきを誓ひ、次で村中の代表者諸神に誓文を起請して事件密議の義妻子に至る迄他言せず又多敷を以て決議すべしとし、

費用は公平に割付すべきを定め、事件につき立證の位置に立つべき隣村内貴村惣中に宛て午王紙に靈社起請文を交附し、之に對して内貴村としては仲人に對して同じく靈社起請文を捧げ立證の場合私曲僞言を弄せざるを誓ひ、翌十一年に至つては訴願彌々紛糾したと覺しく、三月「火誓取申候人體ニ褒美相定」の誓文を出してゐる。

それは彌々犠牲者となりて區民を代表し鐵火を執る者には報酬として支給すべき給米の額を定め猶功勞に酬ひる爲後代に至る迄村中として厚く保護して萬一の場合後願の憂なからしめ、單に精進屋に入るものに對しても之に多額の給米を附すべきを言明してゐる。而して亦中人と稱せられたる士分三名は午王起請文を宇治川原に宛てて私曲僞言なきを誓ひ、更らに十二年三月に至りて村衆一同署判して最後の決心をなしたる參會の決議事項は神明に誓ひて他言せざる旨を述べてゐる。更ら

に前述鐵火決行の議定まるに至つて、手火置目即ち犠牲者に對する報酬等につき誓約し、

「一、火誓取候人之敵より人々被指候は、只今貳拾名秋末拾名可進候、其人々家筋そりやう壹人は永代御免許可進候(下略)

一、もかり内へ入候共火誓を取不申候者、手前の拾石の米は可進候(下略)

一、(上略)しやうじ屋へ入候ハ、拾石可進候事

右之通相究候間、我人異儀申間敷候事」

と云つてゐる。その鞏固なる決心を窺ふべきである。

以上は極度に緊張した一農民部落の訴願最後の日に至る徑路を略述した丈に止るが、それにしても一村落の安危に係る大事件が、既に當初より神佛に依頼して正しき解決を希んでゐた心的動作を察知するに充分であると思ふ。

(五)次に、元和五年九月、これより先き近江國

蒲生郡日野町を中心として東九ヶ村西九ヶ村の間に入會山の利権問題が紛糾して互に相争ひ、法廷に出訴することになつたが、猶決せずして遂に鐵火の儀に及ぶに至つた。即ち同年九月東方九ヶ村庄屋運署の上、幕府檢使以下六名宛に呈出した證狀はその徑路を説明してゐる。即ち、

「今度山之出入ニ付、双方目安差上、御理申上候處、鐵火被仰付御見使被差越候鐵火に任せ被下候、郷中七月ヨリ十二月マテ無相違入可申候、鐵火ニ被成先者忝奉存候、仍如件」

と云へるもの之である。但し彌々決行に際して隣郷の諸大寺等仲介して和解せしめんとし、双方之を瞭として一旦落着を見んとしたが、檢使側の同意するところとならず、郷内の大社綿向神祠前に於て決行せらるゝに至つた。この事件は平田篤胤の古史傳にも綿向神社名跡記を引用して細叙してあるが別に「山論鐵火裁判之譯書」の一部を割いて

説明に代へるであらう。

〔上略〕彌々九月十八日鐵火に定りけり、綿向大明神の神前に棚飾り、喜助<sup>方東</sup>角兵衛<sup>方西</sup>兩人白木綿の衣裳を着、鐵を斧の形に爲作、双方より是を持出し右の棚ニ載置夫より五間程南へ隔、東西二ヶ所ニ炭火をおこし、時刻前に鍛冶師ニ申付御見分之上、右之鐵を双方一同に燒赤め、能々火に成候を掌に櫃を敷、是を受候也、時に御檢使被仰候ハ、東郷より持出候を西郷の者に渡し、西郷より持出候を東郷の者に可渡被仰候、是は若し鐵に仕かけにても有んかこの用心なり此時喜助は鐵火を受取、三間許り走り寄元の棚へ投上ければ、棚板を燒拔、鐵火は下に落たりけり、角兵衛も鐵火は受候へ共、忽掌燒煙り候故其處へ投捨逃出けるを、急に追懸搦捕、翌日町中を引廻し、西の仕置場にて磔に行ける〔下略〕」

猶同書によると御公儀様の檢使と稱するもの二名、御老中御檢使即ち酒井、板倉、本多、安藤、土井の諸侯は各一名の檢使を派遣し、頗る行々し

く決行したと思はれる。斯くの如くして神明の教ふるところに従ひ、入會權は完全に東方九ヶ村の有となり、犠牲者たる喜助外一名は各山林功田を贈與せられ、長く鐵火田と稱せられ、且つ例年鐵火祭を舉行して當日を記念してゐる。

以上室町から戰國時代を通じて江戸初期に至る間、こゝに列擧した六つの所例は偶然にも近江一國に限定された觀があり、それは特に精査した關係にもよるけれども、亦中央の史料に明記せられたものも二三あることで、恐らく此等の例證は各地方とも少くないことゝ察知される。但し種々の國情から近江に多くの事例が残された理由も潜在してゐるが、それには今論及しない。

次に起請文にせよ、探湯に於ける誓約並びに理非の神裁にせよ、法を超越してその存在に倚賴することは、法制發達の上から云へば宗教と法律との間を彷徨するものであつて、それは宗教法訴時

代 (Religious-legal Age) のことである。決して進歩した形態ではあり得ない。實際にありても神意に總てを委かせること云ふことは、原始期にあつては兎も角、時代の進みと共に疑を挿むものが出來てくるのは當然である。既に仁徳紀に記されたる、河内茨田堤の築成に際し天皇の夢想に入つた神晦ですらも、指名された犠牲者の一人強頸は決して無條件で水中に没入することを肯け入れなかつたそれは假りに一つの機智を示す作者の作物語としても、馳の浮沈によつて去就を決せしめたではないか。されば法的觀念の進歩と共に明法家を始めて識者間にかゝる俗習に反對の見地を示すものゝ多くなつて來たことも當然である。玉葉によると、

○文治三年五月十六日條 四天王寺對任吉の爭論につき起請のこ

と行はれんとするや後白河法皇は「祭文起請、公家雖不被用事、此條無爲之沙汰也、」と云つて居られ、式目抄によると「法家起請不用之(中略)始

自後嵯峨院於記錄所書之、於文殿書之」と註してゐるのは、元來支那法を繼承した法律にその規定なく、明法家としては採用しなかつたのである。

前述兼好法師の偶語にも法曹に起請文の沙汰なく古への聖代起請文につきて行はるゝ政なかりしと云つてゐるのは、文段抄の著者の解した如く、兼好は法家に同意して起請はよからずと考へてゐたに相違ない。同著者は更らに外記の常忠の火起請論を引用して「聖賢いかんぞ水火を以て罪を正さんやしからずば昆崗の火、玉も石も共に燒くが如くならん」と述べて啓蒙論を重ねてゐる。閑筆筆記によると、編者は疑獄を裁斷するに天竺に於ける水・火・稱・毒の四法あるを述べ、我が鐵火は火法に出でたるならんと考へ、それについて「竊ニ謂フ、此法二人均シク灼鐵ヲ執ル、安ゾ一人ノ手ハ傷而一人へ不傷コトヲ得ンヤ、其傷壞偶々多少有

ル而已、此レニ因ツテ疑獄ヲ決ス、恐ラクハ不幸ヲ殺シテ大慙ヲ宥メン」と論じてゐるが、この種の所論は要するに江戸時代の儒家の説として故俗の迷論を打破した代表的のものと見る事が出来る。

又、湯起請若しくは鐵火の決行に際しても、多くの場合訴論者一方の曲は或程度迄自覺して神明に對する以上、冥慮嚴罰の恐るべき豫感から、飽く迄神聖なるべきその決行に詐偽方法を試むるものゝ出來てくるのも有り勝ちであつた。前出所例綿向神社鐵火に際して、西方の代表者は火力の弱き鐵板を進備してその計略看破せられたりと云へる如きは、無上の神聖行爲と思惟せる企圖を玩弄し、最初より瞞着して萬一の僥倖を期したものである。

斯して以上の論述によると、上代以降奈良、平安朝時代にあつてはその風習が如何なる程度に行

はれたか、支那法を繼承した律令には殆ど此等の習俗を認むることが出来ないにしても、一般民間に於ける慣行に至つてはその存在を否定せられぬい。次で前述の如く、平安以降になつて神佛の威力觀が頗る高まつて來ると共に痛く人心を支配して、法の上にも其等の思潮が濃厚に加味せらるゝを見るに至つた。

然しその以後更らに室町から江戸時代にかけての過渡時代は社會の一大改造時期に際會し、人心の動搖更らに甚しく、その殺伐な一般の風潮は遂に軌準を失つた此等探湯式の裁判法をも公に採用して、單にそれは私法としての適用のみならず、幕府若しくは諸侯の如き治者側からその法を適用せしむるに至つたのである。

我等は上代の探湯法がそのまゝ適用せられつゝあつたからと云つて、必ずしもこの過渡時代の位置を法的觀念の上から一步も進歩したものでない

とは云はない。然し如上の數例は 依然として國民の間に傳統的に信せられつゝあつた神の威力の裁斷そのものである。

要するに此見地からして時代は遂に純粹法律期に接近することが出来なかつたのであつて、それが明白に宗教法訴期を脱し得たのは、矢張明治時代を待たなければならなかつたことゝ思惟するのである。(大正十四年十一月稿、同十五年三月補訂)